



住みよいまち田尻町！

田尻町ではこのまちに住んで良かったと実感できるまちづくりをめざしています。

- 働く世代への応援と移住・定住促進のため、個人住民税の10%減税を実施しています。
- 三世代での新生活をスタートさせる方や住宅を取得された方を対象とした「転入・定住促進助成事業」を実施しています
- 地域活動や健康づくりを応援する「たじりっちポイント事業」を実施しています。



たじり子育てガイドブック

発行日：令和5年4月

発行：田尻町民生部子育て・地域福祉課

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1

ふれ愛センター（田尻町総合保健福祉センター）内

電話：072-466-5013 FAX：072-466-8841

ホームページ：<https://www.town.tajiri.osaka.jp/>

たじり 子育て ガイドブック



年齢別子育てサポート一覧

妊娠中から18歳までの主なサポートをご紹介します！

	妊娠中	生後～1か月	0歳	1歳	2歳	3歳～6歳	小学生	中学生	～18歳
届出・健診・予防接種	妊娠届・母子健康手帳 P 1 妊婦健康診査 P 2	出生届 P 3 産婦健診 P 4 新生児聴覚検査 P 7 1か月児健診 P 7 予防接種 P 5 新生児・産婦訪問 P 4	5か月児健診 P 7 乳児後期健康診査 P 7	1歳6か月児健診 P 7	2歳6か月児歯科健診 P 7	3歳6か月児健診 P 7			
相談・訪問・教室	たじりっ子わくわくセルフプラン P 2 妊婦相談・訪問 P 1 児童家庭相談 P 2 9	産後ケア訪問・産後ケア事業 P 4	産後交流会 P 4	親子教室わくわく倶楽部 P 8	育児教室 P 9				
		発達相談・療育相談 P 2 2		教育相談 P 2 7					
手当・助成金	たじりっ子出産・子育て応援事業 P 1	出産育児一時金 P 3	未熟児養育医療 P 2 1			給食費の助成 P 1 4 P 1 6			
		児童手当 P 5		こども医療費助成 P 6					
				ひとり親家庭への支援制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成など） P 1 9～2 0					
				障害のあるお子さんへの支援制度（特別児童扶養手当、手帳の交付など） P 2 3～2 5					
その他支援		子育て世代への一般廃棄物処理手数料の減免 P 6	保育所・認定こども園（2・3号認定） P 1 3		幼稚園・認定こども園（1号認定） P 1 3	放課後児童クラブ（なかよし学級） P 1 6			
			一時預かり（一般型）事業 P 1 7						
			ファミリー・サポート・センター事業 P 1 8						
		子育て支援短期支援事業 P 1 8							



田尻町では、地域のみんなで妊娠期から子育て期まで切れ目なく子育ての応援をしています！！

地域教育協議会
たじりtryあぐる
(子どもを地域で育む)

公民館
・図書室

社会福祉協議会

ファミリー・
サポートセンター
(育児についてお互いに助け合う)

子育て世代包括支援センター（体制）

～妊娠期からの切れ目のない支援～

3機関が中心となって、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、サポートや情報提供を行います！気軽に相談ください



田尻町総合保健福祉センター
(ふれ愛センター)

健康課

妊娠・出産・子育て支援
健康づくり

保健師や管理栄養士等が、妊娠期からの相談や子育て支援、発達等に関するご相談に応じます。また、ご家族みなさまの健康づくりを支援しています。

子育て・地域福祉課

児童家庭支援
児童虐待予防
保育支援

保育や手当などに関する制度の紹介や手続きを行っています。また、お子さまや家庭に関する相談、児童虐待に関する相談も受け付けています。

子育て支援センター
(すくすくセンター)

子育て支援

保育士等が、親子広場の開催、子育て相談などを行っています。



青少年指導員
(青少年の健全育成)

民生委員・
児童委員協議会
(困りごとの相談等)

高齢障害支援課
(障害等の相談)

大阪府岸和田
子ども家庭センター
(子どもに関する相談)

大阪府
泉佐野保健所
(障害児、未熟児等の相談)

児童発達
支援事業所
(発達支援、療育等)

キッズ・ルーム
(子どもが安心して遊べる場)

たじりエンゼル
(認定子ども園)

小学校
・
中学校

教育委員会

こども110番
(安全確保の場)

保護者会・PTA
(認定子ども園・
小学校・中学校)

子育てガイドブック INDEX

年齢別子育てサポート一覧

子育て支援のイメージ

子育て支援マップ

1. 妊娠がわかったら

妊婦相談・訪問	1
妊娠届の提出・母子健康手帳の交付	1
たじりっ子出産・子育て応援事業	1
たじりっ子わくわくセルフプラン	2
妊婦健康診査・妊婦歯科健診	2
妊婦教室（ラッコ倶楽部）	2

2. 赤ちゃんが産まれたら

出生届	3
出産育児一時金	3
産婦健診	4
産後ケア訪問・産後ケア事業	4
新生児・2か月児訪問	4
産後交流会	4
予防接種	5
児童手当	5
★子育てコラム	5
こども医療費助成事業	6
子育て世代への一般廃棄物 処理手数料の減免	

3. 健やかな成長のために

乳幼児健康診査	7
ブックスタート事業	7
親子ふれ愛食体験	7
親子教室（わくわく倶楽部）	8
双子ちゃんサークル （ピーナッツ倶楽部）	8
保健師訪問	8

4. 外に出掛けよう！

～子育て支援施設の紹介～

子育て支援センター （すくすくセンター）	9
園庭開放（エンゼル広場）	10
キッズ・ルーム	10
公民館	11
図書室	12

5. 保育所・幼稚園・認定こども園

たじりエンゼル （田尻町立認定こども園）	13
保育所の入所について	13
幼稚園の入園について	13
幼児教育・保育の無償化 （利用料・給食費）	14

6. 小学校・中学校

田尻町立小学校	15
小学校入学までの流れ	15
田尻町立中学校	15
中学校入学までの流れ	15
小・中学生の就学援助制度	16
田尻町放課後児童クラブ （なかよし学級）	16

7. 子どもを預けたいときは？

一時預かり（一般型）事業	17
一時預かり（幼稚園型）事業	17
ファミリー・サポートセンター	18
子育て短期支援事業	18

8. ひとり親家庭の子育て支援

児童扶養手当	19
ひとり親家庭医療費助成事業	19
子どもの教育支援	20
就業支援	20
くらし支援	20

9. 特定の病気などの相談・助成

小児慢性特定疾病医療費補助制度	21
結核児童の療育医療給付	21
未熟児療育医療	21

10. 発達の相談

発達相談	22
療育相談	22
障害児相談支援事業	22
自閉症児支援センター（WAVE）	22

11. 障害のあるお子さんの 子育て支援

特別児童扶養手当	23
障害児福祉手当	23
重度障害者在宅生活応援制度	23
自立支援医療費助成（精神通院医療）	24
自立支援医療費助成（育成医療）	24
手帳の交付について	24
難聴児に対する補聴器交付事業	25
障害児通所支援事業	25

12. さまざまな相談窓口

育児相談・栄養相談	26
児童家庭相談	26
民生委員・児童委員	26
教育相談	27
女性のための相談	27
人権相談	28
人権擁護委員による相談	28
就労相談	28

13. 児童虐待を未然に 防ぐために

児童家庭相談	29
「児童虐待110番」	29
児童相談所虐待対応ダイヤル	29
★児童虐待について	29

14. 不妊・不育についての お悩みの方へ

不妊・不育にまつわる相談	30
不妊専門相談センター	30

15. 救急医療情報

小児救急電話相談	31
医療機関の紹介	31
泉州地区の小児の 救急医療体制について	31
休日・夜間診療	31

1. 妊娠がわかったら

たじりふれ愛センター（田尻町総合保健福祉センター）健康課にお越しください。
地区担当保健師が母子手帳の交付や妊娠・出産・子育てに関するご相談に応じます。

妊婦相談・訪問

妊娠中の生活や子育て準備、出産、産後の生活などの相談や訪問を保健師や助産師が実施します。※電話相談も可能です。

妊娠届の提出・母子健康手帳の交付

母子健康手帳とは、妊娠中の経過や出産の様子、お子さんの予防接種の記録などを記載するもので、妊娠中の方とお子さんの健康管理にとっても大切なものです。

- 医療機関で妊娠の診断を受けたら、早めに妊娠届出書をふれ愛センター（田尻町総合保健福祉センター）（健康課）に提出してください。母子健康手帳を交付します。
- 必要なもの：マイナンバーカード又は通知書

妊娠届出時に全員の方にアンケートをご記入いただき、地区担当保健師が一人ひとりのニーズに応じた情報提供や安心して出産、子育てに臨めるよう相談に応じています。

たじりっ子出産・子育て応援事業

核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、全ての妊婦・子育て家族が安心して出産・子育てができる環境整備のために、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援を充実し、経済的支援を行います。

- 内 容：出産応援ギフト 妊婦 1 人あたり 5 万円
子育て応援ギフト 子ども 1 人あたり 5 万円
- 申請時期：出産応援ギフト 妊娠届出の保健師面談時
子育て応援ギフト 2 か月児訪問の保健師面談時
- 必要書類：出産・子育て応援ギフト申請書、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し、振込先の口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード等）の写し、アンケート

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

たじりっ子わくわくセルフプラン・たじりっ子わくわく応援ギフト



安心して出産、子育てができるよう、妊娠届出時に保健師と一緒に妊娠生活のプランを作成します。妊娠後期に保健師とのプラン確認に来られた方には、**たじりっ子わくわく応援ギフト（たじりっちのロゴ入りベビーグッズ）**をお渡しします。

妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

- 妊婦健康診査は公費負担(上限あり)により大阪府内の医療機関で受けることができます。また、里帰り等で府外の医療機関・助産所で受診される場合は、還付制度があります。多胎妊婦の方には、受診券の追加発行があります。
- 妊婦歯科健診は、妊娠中に1回委託医療機関で受けることができます。
- ※妊娠届出時に受診券及び問診票を交付します。
- ※転入された方は、母子健康手帳を持参し、ふれ愛センター(健康課)まで取りにきてください。

妊婦教室（ラッコ倶楽部）

プレママ・プレパパのみなさんにアットホームな雰囲気の中、楽しく交流いただけます。また、妊娠中・産後の生活や子育てのポイントなどをわかりやすくお伝えします。

- 対象：妊婦さん及びその配偶者や家族
- 日程：広報、ホームページ参照
- 内容：妊娠中の生活や子育て、妊娠期から始める食育について 等
- 時間：午前9時50分～11時30分
- 申込み：各実施日の1週間前まで（きょうだい保育あり）
- 場所：ふれ愛センター1階（健康課）



ホームページ QR コード

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

妊娠中コラム

○妊娠後期にやっておくべきこと

1. いつ入院しても大丈夫なよう、病院から案内される入院時に必要なものを準備しておきましょう。
2. 出産後にたくさんある申請や提出書類の中で、次の5つは必ず申請する必要があります。各申請に必要な書類や申請方法、申請期限を事前に確認しておきましょう。
 - ・出生届・こども医療費助成・健康保険の加入
 - ・児童手当・出産育児一時金



2. 赤ちゃんが産まれたら

ご出産おめでとうございます。田尻町役場（本庁舎）の住民課で出生届の手続きをしてください。また、たじりふれ愛センター（田尻町総合保健福祉センター）の健康課や子育て・地域福祉課にもお寄りください。健康課の地区担当保健師が出産後のサポートについてお話いたします。また、子育て・地域福祉課からは、こども医療や児童手当に関する手続き等について、お話いたします。

出生届

- 届出人：父又は母
- 届出地：両親の本籍地、届出人の所在地又は出生地で届出を行うことができます。
- 届出期間：国内で生まれたときは、14日以内（国外で生まれたときは3か月以内）と定められています。
- 必要なもの：出生証明書、母子健康手帳

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産したとき、妊娠12週以降であれば、出産、死産、流産等を問わず出産育児一時金（上限500,000円。ただし産科医療保障制度未加入の場合は488,000円。）が支給されます。

国民健康保険から医療機関に出産育児一時金を直接支払うことができる「直接支払制度」を利用した場合は、被保険者は分娩費のうち出産育児一時金を超える額のみ医療機関に支払うことになり、医療機関での窓口負担が軽減されます。なお、出産費用が出産育児一時金相当額を下回った場合は、申請により差額が支給されます。

詳しくは、住民課までお問い合わせください。

※国民健康保険以外の方は、加入されている健康保険にお問い合わせください。

お問い合わせ：住民課 ☎072-466-5004 FAX072-465-3794



産婦健診

産後 2 週間健診等、出産後間もない時期に健診を実施し、必要なサポートを実施したり紹介したりします。

産後の身体や心の状態等についてご相談ください。

- 妊娠届出時に受診券を交付します。



産後ケア訪問・産後ケア事業

産後も安心して子育てができるようサポートします。

産後に身体や心の不調がある、育児に対する不安がある、家族等のサポートが得られにくい等の方はご相談ください。

- 産後ケア訪問：助産師が訪問し、母児に対する心身のケアを実施します。

（対象）退院後から生後 5 か月まで

- 産後ケア事業：医療機関や助産院にてショートスティやデイサービスをうけることができます。

（対象）退院後から生後 1 年まで

※どちらも一部自己負担金が必要です。



ホームページ QR コード

新生児・2 か月児訪問

保健師や助産師が訪問し、お子さんの発育や発達、育児について保護者のご相談をお受けします。（出生届時に配布の「新生児・2 か月児訪問連絡票」を提出してください。）

- 新生児訪問：生後 28 日までに助産師がお伺いします。

- 2 か月児訪問：生後 2 か月頃に保健師がお伺いします。

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

産後交流会

ベビーマッサージを行いながら、0 歳児を子育て中のママ・パパ同士で交流しましょう。

- 対象：生後 2 か月頃～5 か月児健診までの乳児・保護者

- 場所：子育て支援センターまたはふれ愛センター

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841
子育て支援センター ☎072-466-5111 FAX 072-465-3633

予防接種

予防接種は、その病気に対する抵抗力(免疫)をつくることを目的として実施しています。予防接種法によって定められた定期予防接種は、対象となる病気、接種をおすすめする期間等が定められており、接種費用の助成を行っています。

※詳細は、ちらし「親と子のふれ愛広場」またはホームページでご確認ください。



ホームページ QR コード

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給します。

※公務員の方は、職場からの支給となります。

●対 象：中学校修了前（15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方

●手 続 き：出生や転入の場合、届出期日は、出生日又は転入日の翌日から 15 日以内です。

その他、転出・転居時や児童と別居した場合なども手続きをしてください。

●支給内容：0 歳～3 歳未満 月額 15,000 円

3 歳～小学生（第 1 子・2 子） 月額 10,000 円

3 歳～小学生（第 3 子以降） 月額 15,000 円

中学生 月額 10,000 円

※収入が所得制限額以上所得上限額未満の方は、年齢や出生順位にかかわらず、一人あたり月額 5,000 円（特例給付）

●支給時期：6 月（2～5 月分）、10 月（6～9 月分）、2 月（10～1 月分）

※各期とも 5 日に支払います。（金融機関休業の場合は直前の営業日となります。）

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

子育てコラム ○お互いにメリットいっぱい祖父母の孫育て

孫(子ども)のメリット より多く愛情を受けて情緒が安定し、社会性が育まれます。
また、さまざまな経験をすることができます。

親のメリット 子育ての負担やストレスが軽減されることで、余裕をもって子どもと向き合えます。さらに子育てと仕事の両立がしやすくなります。

祖父母のメリット 孫育てを通して地域の方々との交流が増えることで、刺激を受け元気をもらえます。

こども医療費助成事業

子どものいる家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成します。

- 対 象**：健康保険に加入している 0 歳から 18 歳到達年度末（高等学校 3 年生終了）までの児童。
- 手 続 き**：出生や転入の場合は、15 日以内に届出をしてください。
その他、住所が変わった時、町外へ転出する場合なども手続きをしてください。
- 助成の範囲**：通院及び入院で支払った保険適用の医療費（入院時食事療養費を含む）が対象です。
- 助成の方法**：大阪府内の医療機関であれば、『こども医療証』を窓口で提示し、一部自己負担額(※)を支払うだけで医療を受けることができます。

※一部自己負担額

1 医療機関当たり入通院 1 日 500 円以内(月 2 回限度)

複数の医療機関を受診した場合の上限月額 2,500 円

ただし、大阪府外の医療機関を受診した場合や、治療用補装具(コルセットなど)を作った場合、ひと月に複数の医療機関にかかり一部自己負担額が 2,500 円を超えた場合等は、医療機関の窓口で一旦医療費をお支払いの上、後日子育て・地域福祉課窓口で還付申請してください。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

子育て世代への一般廃棄物処理手数料の減免

2 歳未満の常時おむつを使用する乳幼児がいる世帯に対し、廃棄物処理手数料の減免を行い、町指定の有料袋（可燃ごみ袋）を配布します。

- 対 象**：2 歳未満の常時おむつを使用する乳幼児がいる世帯
- 手 続 き**：出生時や転入時に、生活環境課窓口で申請してください。
- 配布枚数**：20 ㍻袋を 1 月につき 10 枚（満 2 歳に達する月まで）



お問い合わせ：生活環境課 ☎072-466-5005 FAX 072-465-3794

3. 健やかな成長のために

子どもの健やかな成長を見守るために様々な事業を実施しています。

乳幼児健康診査

お子さんの発育・発達を確認し、病気の早期発見や育児に対する相談、サポートを行います。

健診名	実施場所	備考
新生児聴覚検査	医療機関	受診券（受検票）は妊婦検診受診券冊子の中に入っています
1 か月児健診		
5 か月児健診	ふれ愛センター	実施日の 1 か月前頃に問診票等ご案内を送付します
後期健診 （生後 9 か月～生後 1 歳未満）	医療機関	生後 7 か月頃に問診票等ご案内を送付します
1 歳 6 か月児健診	ふれ愛センター	実施日の 1 か月前頃に問診票等ご案内を送付します
2 歳 6 か月児歯科健診		
3 歳 6 か月児健診		

※日程等詳細は、広報・ホームページでご確認ください。

ホームページ QR コード



新生児聴覚検査



5 か月児健診



1 歳 6 か月・2 歳 6 か月・3 歳 6 か月児健診

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

ブック・スタート事業

赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときをもつきっかけを作ります。

●対象：5 か月児（5 か月児健診時に絵本を 1 冊お渡しします。）

お問い合わせ：子育て支援センター ☎072-466-5111 FAX 072-465-3633



親子ふれ愛食体験

幼児期からの健康な食習慣の定着をはかるために親子で食材に触れ、食事を作る体験的活動の機会を提供します。

●対象：就園前の幼児とその保護者

※日程等詳細は、広報・ホームページでご確認ください。



ホームページ QR コード

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

親子教室（わくわく倶楽部）

1歳6か月児健康診査後の親子教室です。

保育士が親子の遊びを担当し、保健師や心理士も一緒に参加します。

お母さん同士で交流する時間もあります。

親子で楽しく、しっかり遊びましょう。

●対象：1歳6か月～2歳6か月児

●日程：原則、毎月第2・4木曜日（4か月1クール）

●内容：親子遊び、設定遊び、おやつ、保護者の交流会 等

※参加を希望される方は健康課まで、お申し込みください。

双子ちゃんサークル（ピーナッツ倶楽部）

双子の子育てなど、楽しさも大変さも、皆で共有しましょう。

●対象：多胎児の乳幼児とその保護者

多胎児を妊娠中の方及びその配偶者

多胎児を支援したい方

※日程等詳細は、広報・ホームページでご確認ください。



ホームページ QR コード

保健師訪問

保健師が訪問し、お子さんの発育や発達、育児や保護者の健康等、ご相談をお受けします。

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

4. 外に出かけよう！ ～子育て支援施設の紹介～

町内の施設をご紹介します！各施設、スタッフがお待ちしております。
親子のふれあい、地域との交流、リフレッシュにぜひご利用ください。

子育て支援センター（すくすくセンター）

小学校就学前のお子さんを安心して遊ばせることのできるスペースがあり、子育て中のお父さん・お母さんが気軽に交流できます。また、子育て中の親子を対象に育児相談や各種事業を行っています。

【わんぱく教室】

- 対 象：0歳～3歳までの子どもと保護者
- 日 時：毎週水曜日 午前10時～11時（「広報たじり」をご覧ください。）
- 内 容：年齢別の親子の遊び教室（製作・運動・水遊び等）

【育児教室】

- 対 象：0歳～3歳までの子どもと保護者
- 日 時：各教室で異なります。（「広報たじり」をご覧ください。）
- 内 容：ベビーマッサージ、運動遊び、子育てトーク等



ホームページQRコード
（すくすくだより）

【わんぱくオープン】

- 対 象：0歳～就学前までの子どもと保護者
- 日 時：育児教室・わんぱく教室等の事業が無い時
午前9時00分～11時30分、午後2時～4時30分
- 内 容：遊び場の提供

【育児相談】

- 対 象：0歳～就学前までの子どもと保護者
- 日 時：【計測相談】第3木曜日 午前10時～11時30分 午後1時～3時
【電話相談】随時受付 午前9時～午後5時
- 内 容：計測相談は、助産師（午前・午後）・栄養士（午後）が相談をお受けします。
子育てで気になる事があれば、お気軽にご相談ください。

【一時預かり保育】※詳しくは、17ページをご覧ください。

★5か月児健診対象児の保護者の方に、すくすくセンター職員から「一時預かり保育体験チケット」をお渡ししています。ぜひ、ご利用ください。

その他、年間を通じて事業を開催していますので、「広報たじり」や「すくすくだより」でご確認ください。

お問い合わせ：子育て支援センター（すくすくセンター）

☎072-466-5111 FAX 072-465-3633

園庭開放（エンゼルで遊ぼう♪）

たじりエンゼルの園庭や遊戯室を利用して、親子でふれあえるあそびや園庭で体を動かして遊ぶあそびを提供しています。

- 対 象：未就園児の子どもと保護者
- 日 時：原則毎週水曜日（祝日はありません）
午前10時～11時

お問い合わせ：田尻町立認定こども園 ☎072-465-0079 FAX 072-465-3633

キッズ・ルーム

田尻町総合保健福祉センター2階にある子どもの遊び場です。子どもたちが自由に遊べるよう様々な遊具や絵本などを揃えています。また、定期的にイベントも開催していますので、皆さんお誘いのうえ、お越しください。

- 対 象：0歳～小学6年生までの子どもと保護者
※就学前の子どもが利用する時は、必ず保護者の方が付き添ってください。
小学生は、子どもだけで利用できます。
- 開室時間：月～金 午後1時～5時
- 利用料金：無料（イベントによっては、材料費が必要な場合があります。）
- 利用方法：「入室カード」が必要です。カードは、初めて利用する際に発行します。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841



公民館

公民館は、子どもから大人までいつでも気軽に利用できる公共の施設です。地域住民のふれあいの場であり、自分で考えて行動する自主性やみんなと協力しあう協調性、一人ひとりを大切にする人権意識などを様々な学習や活動の中から自然に育てていくことのできる場です。子育てサークルや活動の場としてもぜひ公民館をご利用ください。

※営利目的・宗教活動・政治活動での利用はできません。

※公民館の使用には事前に申請が必要です。使用したい日の3か月前の初日から3日前までに申請してください。

●公民館クラブのご案内

公民館では、個人の趣味や特技の研さんを深めるとともに、生涯学習活動促進を図る様々なクラブが自主運営で活動しています。いつでも皆さんの参加をお待ちしていますので、興味ある方は見学に来てください。

※公民館クラブ案内については、町ホームページをご覧ください。公民館までお問い合わせください。



ホームページ QR コード

●公民館主催講座について

公民館では、「一般向け」「小中学生の子ども向け」「親子向け」などの各種講座を開催しています。

※講座等のお知らせは、広報たじりの「公民館だより」に掲載していますので、ぜひご覧ください。

- 所在地 田尻町嘉祥寺 1120 番地 2
- 開館時間 午前9時～午後9時
(日曜日は午後5時まで)
- 休館日 毎週水曜日、祝日、年末年始



お問い合わせ：公民館 ☎072-466-0030 FAX 072-466-0853



図書室

子どもにとって、絵本に親しむことは心をはぐくむうえで大切なことです。図書室では、絵本の貸し出しだけでなく、子どもを対象にした「おはなし会」を毎月第3土曜日に開催し、いろいろなおはなしや絵本、手遊びを通じて本に親しむ機会を作っています。図書室をどんどん利用してください。

●利用案内

- ・利用は無料で、町内に在住、在勤の方のほか、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町に在住の方は、誰でも登録してご利用できます。
※貸出カードを作りますので、図書室までお越しください。
- ・本の貸出は、5冊まで可能です。貸出期間は2週間です。
- ・図書室にある本について、インターネットで検索や予約ができます。詳しくは、田尻町立公民館図書室ホームページをご覧ください。
- ・図書室に所蔵していない本は、当図書室を通じて府内の図書館等から本を借りることができます。図書室までお申し込みください。
- ・調べものでお困りのときは、お手伝いをします。お気軽に図書室司書にご相談ください。

所在地：田尻町嘉祥寺 1120 番地 2（公民館 3 階）

開室時間：午前 9 時～午後 5 時

※返却のみの場合は、公民館 1 階事務所でも受け付けています。

休室日：水曜日・祝日・年末年始、蔵書点検期間、公民館臨時休館日

ホームページ：<https://www.lib-tajiri-town.jp>



ホームページ QR コード



お問い合わせ：公民館 ☎072-466-0030 FAX 072-466-0853

5. 保育所・幼稚園・認定こども園

たじりエンゼルや入所・入園時の手続きなどについて、ご紹介します。

保育所・認定こども園（２・３号認定）の入所（園）について

保育所・認定こども園（２・３号認定）は、就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって、保育を行う施設です。他市町村の保育所・認定こども園に入所（園）することができます。

- 対 象：生後６カ月から小学校就学前の子ども
- 保 育 料：０歳児から２歳児：世帯の所得状況、児童の年齢等に応じて定めた額
３歳児から５歳児：無償

幼稚園・認定こども園（１号認定）の入園について

幼稚園・認定こども園（１号認定）は、保護者の希望により３歳以上の児童が集団生活を経験するための教育施設です。他市町村の幼稚園・認定こども園に入園することができます。

- 対 象：３歳になって最初の４月から小学校就学前の子ども
- 保 育 料：無償

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

たじりエンゼルについて、ご紹介します。

たじりエンゼル（田尻町立認定こども園）

たじりエンゼルは、保育を必要とするかどうかにかかわらず、お子さんをお預かりできる認定こども園です。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行っています。

- １号認定 [定員６０名]
 - ２号認定 [定員１３０名]
 - ３号認定 [定員９０名]
- 所 在 地：田尻町嘉祥寺 ４３２ 番地 １
☎072-465-0079
☎072-465-4355



使用済み紙おむつの自園処分

たじりエンゼルでは、保護者の負担軽減のため、使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、園での処分を実施しています。

お問い合わせ：教育管理課 ☎072-466-5022 FAX 072-466-5095

幼児教育・保育の無償化（利用料・給食費）

子育てに関する負担感の軽減に向けた子育て支援施策の充実を図るため、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもについては、利用料及び給食費が無償化されます。

※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも利用料無償化の対象になります。

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等をご利用の方（利用料・給食費）

- 対 象：・3歳児から5歳児
(満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります)
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳児から無償化される園もあります。
 - ・住民税非課税世帯に属する0歳児から2歳児の子ども
- 利 用 料：無償※幼稚園については、月額最大 25,700 円まで利用料が無償化されます。
- 無償化対象外の経費：延長保育料、通園送迎費、行事費など

2. 幼稚園の預かり保育をご利用の方（利用料）

- 対 象：保育の必要性が認定され、かつ、次のいずれかに該当する子ども
 - ・3歳児から5歳児の子ども
 - ・住民税非課税世帯に属する、満3歳児の子ども
(満3歳に到達した次の3月31日まで)
- 利 用 料：幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円（1日の上限額 450 円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

3. 認可外保育施設等をご利用の方（利用料）

- 対 象：保育の必要性が認定され、かつ、次のいずれかに該当する子ども
 - ・3歳児から5歳児の子ども
(満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります)
 - ・住民税非課税世帯に属する、0歳児から2歳児の子ども
※基本的に保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- 利 用 料：3歳児から5歳児までの子どもたちは月額最大 37,000 円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額最大 42,000 円までの利用料が無償化されます。
- 無償化対象外の経費：通園送迎費、行事費、食材料費など
- 対象となる施設・事業
 - ：・都道府県等に届出をした認可外保育施設
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業



お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX072-466-8841

6. 小学校・中学校

田尻町立小学校・中学校への入学の流れなどについて、ご紹介します。

田尻町立小学校

所在地 田尻町吉見 690 番地 ☎072-465-0008

小学校入学までの流れ

小学校に入学するまでの流れは、次のとおりです。

- 就学時健康診断

就学を予定する子どもの保護者の方に 10 月上旬に就学時健康診断の案内を送付します。
健診は、10 月又は 11 月頃に田尻町総合保健福祉センター内で行います。

- 就学通知

新小学 1 年生として就学を予定する子どもの保護者に送付します。
保護者の方は、就学届に必要事項を記入し、教育委員会と小学校に届けてください。

- 入学説明会

2 月上旬頃に小学校で開催します。



田尻町立中学校

所在地 田尻町嘉祥寺 412 番地 1 ☎072-465-0142

中学校入学までの流れ

中学校に入学するまでの流れは、次のとおりです。

- 就学通知

新中学 1 年生として就学を予定する子どもの保護者に送付します。
保護者の方は、就学届に必要事項を記入し、教育委員会と中学校に届けてください。

- 入学説明会

1 月下旬頃に中学校で開催します。

お問い合わせ：教育管理課 ☎072-466-5022 FAX 072-466-5095

小・中学校の就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な保護者に対し、学用品費、通学用品費等の一部を援助する制度です。

- 対象：田尻町立小・中学校に在籍する子どもの保護者で町が定める基準に該当する方
- 申請時期：・当初申請：毎年6月を予定
(この時期以外でも随時受付をしますが、認定月は変わります。)
※毎年度申請が必要です。
 - ・入学前支給申請（新入学準備金）：毎年2月を予定

小・中学校の給食費無償化

将来の田尻町を担う子どもたちに対し、食育の推進を図るため、学校給食費の無償化を実施しています。

- 対象：田尻町立小・中学校に在籍する子ども
大阪府内の支援学校に在籍する子ども

お問い合わせ：教育管理課 ☎072-466-5022 FAX 072-466-5095

田尻町放課後児童クラブ（なかよし学級）

田尻町放課後児童クラブでは、就労などで昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、安全保護、生活指導を通じ、児童のより健全な育成を図ることを目的として「なかよし学級」を開設しています。

●入会や運営に関するお問い合わせ

『田尻町放課後児童クラブ指定管理者 株式会社 明日葉』

所在地 田尻町嘉祥寺 407 番地 4 なかよし学級

☎072-465-8261

時間 原則として平日の午後1時～6時30分



7. 子どもを預けたいときは？

急な仕事や病気の時、リフレッシュしたい時などにご利用いただける、様々な一時預かりサービスをご紹介します。

一時預かり（一般型）事業

保育所、幼稚園などに通っていない就学前の子どもで、保護者の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育が必要となった場合に、子育て支援センターでお子さんをお預かりします。

●利用時間：月～金曜日午前9時～午後5時（祝日、年末年始除く）

●対 象：未就学児（生後6か月～）

●利 用 料：0～2歳の子ども 1時間あたり400円

満3歳以上の子ども 1時間あたり250円

●そ の 他：利用するには、事前に登録と申込が必要です。

発熱、感染症のおそれのある場合は、お預かりできません。



お問い合わせ：子育て支援センター ☎072-466-5111 FAX072-465-3633

一時預かり（幼稚園型）事業

田尻町立認定こども園（1号認定）では、在園児を対象に保育時間終了後から午後4時30分までお預かりします。

●利用日・利用時間・利用者負担額

利用日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始及び休園日等を除く。）

利用時期	利用時間	利用者負担額 （1日あたり）
保 育 期	午後2時～午後4時30分	600円
	午前11時30分～午後4時30分	1,200円
三期休業日 （春・夏・冬休み）	午前8時30分～午後4時30分	2,000円
	午前8時30分～午後1時	1,100円
	午後1時～午後4時30分	900円

●定 員：一日の利用定員は20名です。

●申請方法：利用日の2日前までに利用申込を行ってください。

●そ の 他：正午を挟む場合は、給食をご用意します。（1食あたり別途200円が必要です。）

発熱、感染症のおそれのある場合は、お預かりできません。

お問い合わせ：田尻町立認定こども園 ☎072-465-4355 FAX072-465-3633

ファミリー・サポート・センター

たじりファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。

- 依頼会員：生後6か月から小学校6年生までの子どもの保護者
- 援助会員：自宅で子どもを預かれる方。特別な資格などは不要です。
子どもが好きで、ボランティア活動に意欲と理解のある方。
（有償ボランティアです。）
（センター主催の講習を修了してからの登録となります。）
- 両方会員：援助を受けることと行うことの両方を兼ねる方。
（センター主催の講習を修了してからの登録となります。）



- 主な活動：保育施設などへの送迎、保育施設など終了後の預かり、保護者が通院や買い物などの子どもの預かり、など。
- 利用料：午前8時～午後8時 1時間あたり 800円
午前8時以前・午後8時以降 1時間あたり1,000円

お問い合わせ：田尻町社会福祉協議会 ☎072-466-5015 FAX 072-466-8899

子育て短期支援事業

子育て世代が安心して働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かります。

1. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等にて一定期間（7日以内）預かり、養育・保護を行います。

- 対象：生後3か月～15歳の子ども

2. 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、子どもを実施施設にて保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

- 対象：2歳～12歳の子ども

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

8. ひとり親家庭の子育て支援

父子家庭や母子家庭など、ひとり親で子育てをされている方を支援するため、助成事業等を行っています。

児童扶養手当

ひとり親家庭の父、母等が、子どもを養育している場合に大阪府より支給されます。なお、所得が一定額以上あるときは手当の全部または一部の支給が停止され、支給額は所得額と児童数によって異なります。手当は受給資格についての認定を受けた後、受給することができます。

- **対 象**：18歳まで（18歳に達した日から、最初の3月31日まで）のひとり親家庭児童を監護・養育する方
- **手 続 き**：手当を受ける人の支給要件によって必要書類が異なります。子育て・地域福祉課の窓口でご相談ください。

ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の父又は母及び養育者とその児童に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部が助成されます。

- **対 象**：健康保険に加入しており、下記に該当する方
 - (1) 18歳まで（18歳に達した日から、最初の3月31日まで）の児童
 - (2) (1)の児童を監護する父又は母
 - (3) (1)の児童を養育する養育者※所得制限があります。
- **手 続 き**：転出・転居時や氏名変更時、健康保険が変わった時などは、手続きが必要です。
- **助成の範囲**：通院及び入院で支払った保険適用の医療費（入院時食事療養費を除く）が対象です。
- **助成の方法**：大阪府内の医療機関であれば、『ひとり親家庭医療証』を窓口で提示すれば、一部自己負担額(※)を支払うだけで医療を受けることができます。

※一部自己負担額

1 医療機関当たり入通院1日500円以内(月2回限度)

複数の医療機関を受診した場合の上限月額2,500円

ただし、大阪府外の医療機関を受診された場合、治療用補装具(コルセットなど)を作った場合、ひと月に複数の医療機関にかかり、一部自己負担額が2,500円を超えた場合、児童が入院中に食事の提供（平成29年4月1日以降分）を受けた場合等は、医療機関の窓口で一旦医療費をお支払いの上、後日子育て・地域福祉課窓口で還付申請してください。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

子どもの教育支援（大阪府の制度）

就学援助費（給付）

高等学校等就学支援金（公立高校在籍生徒が対象）（給付）

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金（給付）

私立高等学校等奨学のための給付金（給付）

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金（給付）

大阪府育英会奨学金（奨学資金・入学時増額奨学資金）（貸付）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）（貸付）

日本学生支援機構奨学金貸付（給付）（貸付）



就業支援

母子・父子福祉センター（大阪府母子家庭等就業・自立支援センター）

ハローワーク（公共職業安定所）

マザーズハローワーク

大阪福祉人材支援センター

OSAKAしごとフィールド

母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金（給付）

母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金（給付）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金（貸付）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（給付）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（貸付）

介護福祉士修学資金等貸付（貸付）



くらし支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

家計管理・生活支援講習会等事業

ファミリー・サポート・センター事業

母子生活支援施設

JR通勤定期乗車券の特別割引制度

府営住宅の福祉世帯向け募集



お問い合わせ：大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課 ☎06-6941-0351

9. 特定の病気などの相談・助成

かかりつけ医等にご相談ください。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の子どもについて、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部が助成されます。

※制度の概要については、大阪府のホームページをご覧ください。
泉佐野保健所までお問い合わせください。



ホームページ QR コード

結核児童の療育医療給付

結核にかかっている18歳未満の子どもが療育のため指定療育機関に入院した場合、保険医療による自己負担の助成のほか、日用品、学習用品が給付されます。なお、所得に応じて自己負担があります。

※制度の概要については、大阪府のホームページをご覧ください。
泉佐野保健所までお問い合わせください。



ホームページ QR コード

お問い合わせ：大阪府泉佐野保健所 ☎072-462-7701 FAX 072-462-5426

未熟児養育医療

体重が2000g以下の出生や身体機能が未熟な状態での出生で、指定養育医療機関での入院が必要な場合、公費で医療を受けることができます。

●給付内容：入院治療における診察・医学的処置・治療等が受けられます。

※保険対象外のものは除外されます。

●対象期間：診療予定期間の初日から最長6か月期間

※必ず退院前に申請してください。



お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

10. 発達相談

健康課保健師等にご相談ください。

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等に所属している場合は、所属先で相談を受けつけます。

発達相談

言葉が遅い、育てにくい等発達に関する相談を心理士が受けつけます。

●対象：就学前の子ども

（田尻町立認定こども園在籍児については、園で相談できます。）

療育相談

お子さんの行動や発達面で気になることがある、発達障害が気になる等の相談を医師が受けつけます。

※予約が必要です。

※電話・訪問による相談は、保健師が随時受けつけています。

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

障害児相談支援事業

日常生活についての相談や障害児支援サービスの利用等に関する相談を受け付けています。相談を希望される場合は、子育て・地域福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

自閉症児支援センター（WAVE）

自閉スペクトラム症の子どもとその保護者を対象に、個別プログラムに基づく療育や、保護者に向けた研修を実施します。

※利用には応募申込が必要です。

●所在地：貝塚市東山2丁目1番1号

お問い合わせ：社会福祉法人 三ヶ山学園 ☎072-421-3011

1 1. 障害のあるお子さんの子育て支援

障害のあるお子さんの支援や制度についてご紹介します。

まずは、高齢障害支援課や子育て・地域福祉課にご相談ください。

手帳の交付について

申請に必要な書類は高齢障害支援課の窓口でご相談ください。

●身体障害者手帳

身体障害者手帳は、肢体不自由、視覚、平衡機能、聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）、免疫機能の各障害で、障害の程度が身体障害者障害程度等級一覧の基準に該当する方のための手帳です。

手帳には障害の程度により1級から6級までの区分があり、手帳の取得により、障害の種別や程度に応じたサービスを利用できます。

●療育手帳

療育手帳は、知的な障害のある人のための手帳です。手帳には、障害の程度としてA・B1・B2の区分あり、手帳が交付されると障害の程度に応じたサービスを利用できます。

●精神障害者保健福祉手帳

手帳には、障害の程度として1級から3級までの区分があり、手帳が交付されると障害の程度に応じたサービスを利用できます。有効期間は2年です。更新される場合には有効期限の3ヶ月前から手続きを行うことができます。

自立支援医療費助成（精神通院医療）

指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度です。処方せん薬局も対象となります。

●対象：統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患（てんかんも含む）を有し、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

※所得制限があります。

自立支援医療費助成（育成医療）

身体に障害又は疾患がある18歳未満の児童が、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められた治療等を指定育成医療機関において受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。

※所得制限があります。

お問い合わせ：高齢障害支援課 ☎072-466-8813 FAX 072-466-8841

障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児に対して手当を支給する制度です。

児童養護施設等の施設に入所された場合又は障害を支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。

●手続き：手当を受ける人の支給要件によって必要書類が異なります。

高齢障害支援課の窓口でご相談ください。

重度障害者在宅生活応援制度

障害者の自立と社会参加に向け、重度障害者と介護する方への更なる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障害者と同居している介護者への給付金を支給する制度です。

●対象：居宅で身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aを併せ持つ重度障害者と同居し、かつ報酬を得ないで重度障害者を介護している方。

お問い合わせ：高齢障害支援課 ☎072-466-8813 FAX 072-466-8841

特別児童扶養手当

身体又は精神に障害（法令による定めあり）がある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

●手続き：手当を受ける人の支給要件によって必要書類が異なります。

子育て・地域福祉課の窓口でご相談ください。



ホームページ QRコード

難聴児に対する補聴器交付事業

国の補装具制度や大阪府の補聴器交付事業の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

●対象：18歳未満で、次の条件に当てはまる方。

（1）原則として両耳の聴力レベルが30～60デシベルである。

（2）既にこの事業により助成金の交付を受けている場合は、片方の耳につき、既補聴器交付券交付決定日から5年以上経過している。

（ただし、修理・交換の場合を除く。）

※所得制限があります。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

障害児通所支援事業

障害のある児童や、発達の支援を必要とする児童が、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられる通所サービスです。

利用を希望される場合は、利用予定の通所施設又は通所事業所に見学及び相談等をし、受け入れ状況等を確認してください。その後、子育て・地域福祉課で障害児通所支援給付費の支給申請をしてください。

●児童発達支援：未就学児

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。

●医療型児童発達支援：未就学児（身体障害のある子ども）

肢体不自由の障害児が対象で、児童発達支援及び治療を行います。

●放課後等ディサービス：就学中（幼稚園及び大学を除く）の子ども

授業の終了後や学校が休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な訓練等を行います。

●保育所等訪問支援：保育所等集団生活を営む施設に通う子ども

集団生活を行う施設を訪問し、障害児以外の子どもと集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※事業所により、受けられるサービスの種類や内容は異なります。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎ 072-466-5013 FAX 072-466-8841

障害児・者への一般廃棄物処理手数料の減免

障害者手帳を所持し在宅で介護を受けている者がいる世帯に対し、廃棄物処理手数料の減免を行い、町指定の有料袋（可燃ごみ袋）を配布します。

●対象：障害者手帳を所持し常時おむつを使用する者がいる世帯

●手続き：新たに対象となった方の場合、随時生活環境課で申請してください。

すでに申請された方で、引き続き指定袋の交付を受ける場合は、毎年4月に生活環境課で更新の申請をしていただく必要があります。

●配布枚数：20 ㍻袋を 1 月につき 10 枚

（申請された日の属する月から、当該年度末までの月数により交付します。

ただし、転入による申請の場合、申請をした日の翌月から当該年度末までの月数により交付します）

お問い合わせ：生活環境課 ☎072-466-5005 FAX 072-465-3794

12. さまざまな相談窓口

子育てに困った時や疑問に感じたときは、気軽に相談してみましょう。
様々な専門スタッフがサポートいたします。相談は無料です。

育児相談・栄養相談

発達や発育、食事、保護者の体調等の相談を保健師、栄養士がお受けします。

●日 程：広報、ホームページをご覧ください。

●時 間：午後1時30分～午後3時

※電話・訪問等による相談は、上記の日程以外でも随時受け付けています。



ホームページ QR コード

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

児童家庭相談

18歳未満の児童が、心身ともに健やかに成長できるように専門相談員（保健師）が各種の相談に応じます。相談の内容によっては、学校・保健センター等の関係する機関と連絡を取りながら、問題の解決を図っていきます。相談は無料で、相談の秘密は守られます。

●日 時：月～金曜日 午前9時～午後5時

●場 所：田尻町総合保健福祉センター 1階相談室

※事前に予約をしてください。

※電話による相談も受け付けています。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

民生委員・児童委員

市町村ごとに配置され、福祉担当課・子ども家庭センター等の関係機関の業務に協力し、地域福祉に関わる各種の相談・援助を行っています。

民生委員・児童委員は自らもその地域で生活する地域住民であり、身近で気軽に相談することができます。

お問い合わせ：子育て・地域福祉課 ☎072-466-5013 FAX 072-466-8841

教育相談

たじりカウンセリングルームでは、日常生活や学校園生活を送る上で出会うさまざまな「こころ」の問題についての相談に応じています。

●教育相談の方法

- ・相談は無料です。
 - ・臨床心理士が相談にあたります。
 - ・相談内容の秘密は厳守します。
 - ・専門医や他の治療機関への紹介もします。
 - ・相談には予約が必要となります。
- 教育委員会一貫教育推進課へお問い合わせください。
- ・電話による相談も受け付けています。



●日 時：毎週火曜日 午前10時～午後3時

●場 所：田尻町総合保健福祉センター1階 たじりカウンセリングルーム
教育センター

お問い合わせ：一貫教育推進課 ☎072-466-5024 FAX 072-466-5095

女性のための相談

夫やパートナーとの関係、家族、子育てや介護の悩み、職場での人間関係、近隣トラブル、ハラスメントなど、女性が抱える様々な悩みについて、外部からのフェミニストカウンセラーが丁寧にお話をお聴きし、悩みが解決に近づくよう一緒に考えます。

●日 時：毎月第4水曜日 午前10時～午後1時
(相談時間は、1人50分)

●場 所：田尻町総合保健福祉センター1階 相談スペースほっ…と。

●申 込：企画人権課に電話等で予約をしてください。(相談日の前週金曜日午後3時まで)
*来室が難しいときは、電話等での相談も可能です。
*一時保育をご希望の方は、ご相談ください。

●そ の 他：相談は無料です。秘密は厳守します。
上記以外の日時には、企画人権課（役場2階）で相談をお受けします。

お問い合わせ：企画人権課 ☎072-466-5019 FAX 072-466-8725

人権相談（生活なんでも人権相談）

いじめ、嫌がらせ、ハラスメント、差別、インターネットによる人権問題、近隣問題など人権に関して気になることがあれば、人権相談をご利用ください。

- 日 時：月～金曜日 午前9時～午後5時
- 場 所：田尻町役場2階 企画人権課
- そ の 他：相談は無料です。秘密は厳守します。

お問い合わせ：企画人権課 ☎072-466-5019 FAX 072-466-8725

人権擁護委員による相談

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、人権擁護のために幅広い活動を行っています。地域の皆さんの相談を受けたり、人権の大切さを多くの方に知っていただくための啓発活動を行っています。田尻町には人権擁護委員が4名おられます。身近でいじめ、虐待、セクハラなどの不当な扱いや差別を受けたとき、近隣で問題が起こったときなど、お気軽にご相談ください。

- 日 時：原則毎月第4水曜日 午後1時～午後4時
- 場 所：田尻町総合保健福祉センター1階
- そ の 他：相談は無料です。秘密は厳守します。

お問い合わせ：企画人権課 ☎072-466-5019 FAX 072-466-8725

就労相談

町の総合相談室において、就労相談を実施しています。

子育てをしながら仕事を始めたい方や母子家庭の方、その他どなたでも、就労についての相談に応じています。（職業あっせん事業ではありません。）

相談内容に応じ、求人情報の提供や、町やハローワーク、大阪府（OSAKAしごとフィールド）などが行うセミナーやイベント、各種講座等を紹介します。

- 日 時：毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時
- 場 所：田尻町役場別館1階 産業振興課

お問い合わせ：産業振興課 ☎072-466-5008 FAX 072-466-5025

1 3. 児童虐待を未然に防ぐために

子育て中の方からのご相談に応じます。
また、「虐待かな？」と思った場合は、ためらわずにお知らせください。
連絡した方の秘密は守られます。



児童家庭相談（子育て・地域福祉課）

子ども（18歳未満）に関するあらゆる相談をお受けします。

●日 時：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

●場 所：田尻町総合保健福祉センター 1階 相談室

※事前に予約をしてください。☎ 072-466-5013 FAX 072-466-8841

「児童虐待110番」

【子育て・地域福祉課】

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分

☎ 072-466-5013 FAX 072-466-8841

※出産や子育てに関する悩みや相談がある方も、お気軽にご相談ください。

【大阪府岸和田子ども家庭センター】

夜間休日虐待通告専用電話 平日午後5時45分～翌朝9時まで、及び土日祝、年末年始

☎072-295-8737

児童相談所虐待対応ダイヤル（通話料無料）

☎189（いちはやく）

お住まいの地域の児童相談所につながります（24時間・365日対応）

児童虐待について

○しつけと虐待は違うの？

しつけとは、子どもがきちんとした生活習慣や社会のルール、良好なコミュニケーション力を身につけられるように働きかけ、子どもの成長をサポートする行為です。

一方虐待とは、理由の如何を問わず、身体的な暴力や言葉による威圧によって子どもを傷つける行為です。また、食事を与えないなど保護を怠る行為も虐待となります。

なお、痛みや恐怖によって子どもの行動を正そうとする体罰行動は、虐待へとエスカレートする危険性と子どもの健やかな成長に悪影響を与える恐れがあることから、しつけの手段として用いるべきではない不適切な行為です。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

14. 不妊・不育についてお悩みの方へ

田尻町や大阪府では、妊娠にむけた助成制度等を設けています。

不妊・不育にまつわる相談

●総合的不妊不育治療助成事業について

不妊症・不育症の検査・治療を受けるご夫妻に対し、費用の一部を助成する制度です。一人につき、年度ごとに上限5万円です。

※女性については、検査・治療の開始日が43歳未満の方。

●不妊症・不育症相談について

不妊症・不育症にまつわる相談を保健師がお受けします。

相談内容により関係機関を紹介したり、必要な情報を提供します。



ホームページ QR コード

お問い合わせ：健康課 ☎072-466-8811 FAX 072-466-8841

おおさか性と健康の相談センター -caran-coron（大阪府の制度）

大阪府では、不妊・不育症に悩む夫婦に対し、不妊・不育症に関する専門的な相談や心の悩みなどについて専門家が相談に応じる「おおさか性と健康の相談センター」を開設しています。

※制度の概要等については、おおさか性と健康の相談センターホームページをご覧ください。
下記電話相談窓口までお問い合わせください。

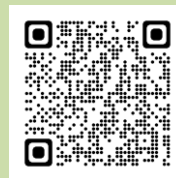
電話受付時間（祝日・年末年始除く）

第1・3水曜日 午前10時～午後7時

第2・4水曜日 午前10時～午後4時

第1～4金曜日 午前10時～午後4時

第4土曜日 午後1時～午後4時



ホームページ QR コード

お問い合わせ：大阪府不妊専門相談センター ☎06-6910-1310（FAX 兼用）

15. 救急医療情報

小児救急電話相談 #8000

夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいか判断に迷ったときにご利用ください。小児科医の支援体制のもとに看護師・保健師が相談に応じます。保護者の目から見て、明らかに緊急を要する急病の場合は、119番をご利用ください。

■携帯電話、NTT プッシュ回線からは #8000

■ダイヤル回線、IP 電話からは 06-6765-3650

※受付時間：午後7時～翌午前8時（365日対応）

医療機関の紹介

夜間や休日等において、「子どもが熱を出した」「耳が痛い」等で病院に行きたいが、診察してもらえる病院がわからない場合は、診察してもらえる医療機関を紹介していますので、お問い合わせください。



ホームページ QR コード

お問い合わせ：泉州南広域消防本部 泉佐野消防署 ☎072-469-0119
住 所：泉佐野市りんくう往来北1番地20

泉州地区の小児の救急医療体制について

●時間外小児救急診療について

泉州地域では、時間外救急診療を輪番制で担当し、小児救急診療が行える体制をとっています。子どもが急病を患った際や、かかりつけ以外の病院を受診しなければならない時にご利用ください。

※休日夜間二次救急診療体制運営事業当番予定表はホームページでご確認ください。

※スケジュールが変更する場合もあるので、受診前に電話で確認することをおすすめします。



ホームページ QR コード

休日・夜間診療

●泉州南部初期急病センターについて（小児科・内科）

休日における急病患者に対する応急処置を行います。

※診療日・受付時間はホームページでご確認ください。

※診療日・受付時間等に変更する場合もあるので、受診前に電話でご確認することをおすすめします。



ホームページ QR コード

所在地：泉佐野市りんくう往来北1-825 ☎072-464-6040

メモ欄

ご自由にお使いください

メモ欄

ご自由にお使いください

メモ欄

ご自由にお使いください